

芦屋のまちなみに ふさわしい景観を守ります

本市は、平成26年4月に「景観行政団体」となり、平成28年7月1日に芦屋市屋外広告物条例を施行しました。市民の皆さんが築いてきた芦屋らしいまちなみと景観を守り、今後も維持していくためには、適正な屋外広告物の設置を誘導していく必要があります。ともに、日本一美しいまちの実現を目指しましょう。

芦屋川



山手幹線



花水木通り (呉川町)



コミュニティ道路 (竹園町)



宮川けやき通り



岩園並木坂 (岩園町)

—屋外広告物の改修・撤去の
補助制度のご利用は**お早めに**—

平成31年6月30日で限度額・補助率の高い

期間が終了します。

詳しくは裏面をご覧ください。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。